相談事例

ID: 07-01-011

相談タイトル

隣家の空き家について

Q:ご相談内容

隣家が30年程前から空き家になっており、建物のトタン屋根が落ちてきそうで不安。また、敷地内に生えている竹が伸び放題で笹が雨樋につまり壊れてしまった。近隣中とても迷惑している。行政にも連絡しているが「所有者に通知しました」というだけで何も対処されない。所有者を教えてほしいと言っても個人情報の関係で教えてもらえない。(相談者の)敷地内にも空き家があり、その空き家を解体することにより隣家の空き家が倒壊するのではないかとそのことも不安。どのように対応したら良いか。

A:回答

所有者がいる空き家の場合、行政から所有者へ通知していただき、対応を促すことが基本的な対応となります。行政の判断により強制代執行等の対応を講ずる場合もあるが、その段階まで進めるのは、なかなか難しいと思われます。なお、相談者宅の空き家を解体することになった場合は、前もって行政の担当者へ伝えることが良いと思います。雨樋の補修費用請求については弁護士等による法的な判断が必要となります。